

社会福祉法人 美木多園

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美木多園（以下「法人」という）の定款第8条並びに第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁済等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費とし、報酬に含まない。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

3 常勤役員の退職にあたっては、当該役員任期に応じた退職手当を支給することができるものとする。

4 非常勤役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができるものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に対する報酬額は、評議員会において決定した次の金額を限度として、その範囲内で理事会において決定する。

2 報酬額の決定に際しては、社会情勢及び法人の運営状況を考慮し決定するものとする。

- (1) 常勤役員のうち理事長の報酬総額（年額）

20年以上	21,000,000円
15年～20年未満	17,000,000円
10年～15年未満	13,000,000円
5年～10年未満	9,000,000円
0年～5年未満	5,000,000円
- (2) 常勤役員のうち理事長以外の理事の報酬総額（年額）

20年以上	18,000,000円
15年～20年未満	15,000,000円

10年～15年未満	12,000,000円
5年～10年未満	9,000,000円
0年～5年未満	6,000,000円

(3) 常勤役員のうち監事の報酬総額（年額）	
20年以上	6,000,000円
15年～20年未満	4,800,000円
10年～15年未満	3,600,000円
5年～10年未満	2,400,000円
0年～5年未満	1,200,000円

3 常勤役員に対する退職手当は、次の算式により算出した金額を限度として、その範囲内で理事会において決定する。

- (1) 常勤役員のうち理事長職の退職手当：

$$\text{報酬月額} \times \text{在職年数} \times \text{支給率 (1.5倍)}$$
- (2) 常勤役員のうち理事長以外の退職手当：

$$\text{報酬月額} \times \text{在職年数} \times \text{支給率 (1.0倍)}$$
- (3) 常勤役員のうち監事の退職手当：

$$\text{報酬月額} \times \text{在職年数} \times \text{支給率 (1.0倍)}$$

4 上記報酬額の決定に際しては、社会情勢及び法人の運営状況を考慮し決定するものとする。

第5条 非常勤役員に対する報酬額は、評議員会において決定した次の金額を限度として、その範囲内で理事会において決定する。

2 報酬額の決定に際しては、社会情勢及び法人の運営状況を考慮し決定するものとする。

- (1) 非常勤役員のうち理事の報酬額： 10,000円/日
- (2) 非常勤役員のうち監事の報酬額： 10,000円/日

第6条 評議員に対する報酬額は、評議員会において決定した次の金額を限度として、その範囲内において理事会にて決定する。

2 報酬額の決定に際しては、社会情勢及び法人の運営状況を考慮し決定するものとする。

- (1) 評議員の報酬額： 10,000円/日

（旅費交通費）

第7条 役員及び評議員に支払う旅費交通費は、社会福祉法人美木多園 旅費規程により支給する。その際は理事長・理事の役職区分により算定する。

（費用弁済）

第8条 役員が職務の遂行に当たって負担する、または負担した旅費交通費以外の費用については、原則として前もって支払うものとし、前払いが不可能な場合には請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(報酬等の支給日)

- 第9条 常勤役員の旅費を除く報酬等については、毎月27日に支払うものとする。
なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬及び旅費、費用弁済等は必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第10条 報酬は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第11条 法人は、この規定をもって報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第12条 この規定を改廃するときは、評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規定は、平成29年 5月 29日から適用する。